

平成 26 年度第 7 回八尾市子ども・子育て会議

日 時：平成 26 年 10 月 30 日（木）午後 7 時 00 分～

場 所：八尾市立青少年センター 集会室

出席者：委員 19 人、事務局（関係課含む）

議題

1 案件

(1) (仮称) 八尾子ども計画素案の検討について

(2) その他

開会

事務局

会議は公開となっており、市民が傍聴できること、会議録作成のために会議を録音することを確認。

欠席委員について説明。

案件 (1) (仮称) 八尾子ども計画素案の検討について

会長

案件 (1) について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料 1 をご覧ください。

今回お示しする資料では、計画に記載する全体的なイメージをお伝えするために、これまでに方向性を固めた理念や基本方向をはじめ、その他現在作成中の部分も含めご提示させていただきます。

第 1 章の計画策定の趣旨においては、1 つ目の項目、計画策定の背景として、国の動向等について記載し、2 つ目の項目では、計画の位置づけとして、市の総合計画との関係や関連する分野別計画との位置づけ等について記載しております。

なお、(仮称) 八尾子ども計画については、次世代育成支援対策推進法に規定する市町村行動計画としての位置づけのほか、母子家庭等及び寡婦自立促進計画、母子保健計画、八尾市子ども・子育て支援事業計画の位置づけについて記載をしております。

また、6 ページから 11 ページ、3. 市民・行政等の役割、4. 基本方向と重点課題について、資料 2 に示すとおり、委員のご意見を踏まえつつ、下線をひいた部分について変更を加えたものでございます。

12 ページから 26 ページについては、「施策の展開」として、各基本方向及び具体的施策を進めるための事業等の内容について、記載したいと考えております。

記載内容といたしましては、基本方向の下の枠内には基本方向を進めるにあたっての目標・めざす姿、施策推進のための指標を記載いたします。本日は、現行計画をもとにした指標の例を記載しております。

続いて、基本方向を進めるための具体的施策に関する記載でございますが、具体的施策を実現するための事業の概要と事業名称を記載いたします。

簡単ではありますが、以上で案件（１）の説明とさせていただきます。

会長

ご意見、ご質問をお願いします。

副会長

資料１の３ページの「５．保育所・幼稚園状況」は、保育所・幼稚園以外にも、保育に携わっている人がいるため、「５．保育所・幼稚園等状況」としたほうが、すべての従事者を尊重した表現になると思います。

委員

資料１の８ページの「地域のネットワーク強化を通じた子育て力の強化」の最初の文章は、「家庭での子育てに」、もしくは「家庭での子育て力強化に」のほうが良いと思います。

事務局

文章の推敲がまだきちんとできていないため、ご意見を踏まえて修正します。

委員

10年前の計画では、ひとり親家庭や児童虐待、障がいをもつ子どもなどの現状が、21項目にあげてあり、ワークショップの内容や中高生のアンケートの内容についても、記載がありました。後期計画は、6項目しかなく、小学生までの内容です。今後10年間の計画なので、もう少し現状と課題、それに対する今後の方向性をしっかり書いていただきたいと思います。今の資料では、現在実施している事業は書いてありますが、今後10年で、子どもの居場所づくりをどうしていくかなどの詳細を見たいと、議論を行いたいと思います。

事務局

計画期間は10年ですが、資料１の２ページにあるように、5年毎の計画で進めたいと思っており、平成31年度に次期計画の検討に入ります。本日は、今後の5年間で具体的施策などを提示できていませんが、12ページ以降の「施策の展開」に文章で示す予定です。また、現状は6項目でまとめる方向です。

委員

6項目は変わらないのですか。

事務局

今後は、並行して進める子育ての総合的な拠点などの業務の中で反映できるものや、前期計画で項目としていたもので、今回も掲載したほうがよいものなどを検討します。それについては、「八尾市を取り巻く現状」としてとりまとめる予定ですが、記載時期は最終段階になることから、パブリックコメントに間に合うかどうか、見通しがつきませんが、引き続き検討します。

委員

後期計画では、小学校の人数しか出ていません。もっと詳細が必要だと思います。

事務局

後期計画は6項目でしたが、アンケート結果などを別冊にしており、そこでは詳細な記載をしています。今回、本文でどこまで記載するかは検討させていただきます。

委員

資料1の9ページの、「子どもの安全・安心な放課後の居場所づくり」の冒頭の「次代の親づくり」という表現は、「次代の親を育む取り組みの充実」と合わせて、「親を育む」に変更していただきたいと思います。

事務局

ご指摘のように、表現を合わせます。

委員

以前は、「子どもの人権を尊重する」となっていますが、今回は、5ページの「子どもの視点」で「子どもの権利条約を尊重し」、7ページの「重点課題」で「子どもの権利の尊重」、「基本方向の考え方」で「すべての子どもの権利が尊重されるよう」となっています。「子どもの権利」と「子どもの人権」はどちらが適切なのでしょうか。なぜ「人権」を使わないのでしょうか。

会長

4ページで、「すべての子どもの人権が尊重され」とあるように、基本理念で「人権」をおさえ、具体的な部分では、権利条約に基づいた表現になっているため、決して「人権」を無視しているわけではないと思います。

事務局

決して狭めようという意図で、「人権」ではなく「権利」にしているわけではありません。子どもの権利条約という視点の中で、「子どもの権利」として説明したほうが、より分かりやすいのではないかと思います、このような表現にしました。

案件（２）その他

①子ども・子育て支援新制度に伴う保育料について

会長

案件（２）の①について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料４をご覧ください。

子ども・子育て支援新制度におきましては、特定教育・保育施設である「保育所」、「認定こども園」と平成２７年度においては予定がございませんが「施設給付を受ける幼稚園」の保育料につきましては、国が定める基準を上限として、市町村が地域の状況に応じて定めることとされております。

まず、資料４の１.国が示した保育料の考え方といたしましては、利用者世帯の所得に応じた応能負担を基本とし、現行の利用者負担の保育料の水準をもとに、市において定めることとなり、認定こども園におきましても、保育所や幼稚園とそれぞれ同様の設定とすることとされました。また、国から示されております、保育料の基準につきましては、保育所保育料は現行と同じ基準で示されております。なお、私立幼稚園保育料につきましては、今回、新たに示されたものとなっております。

次に、２.本市の保育料の考え方でございますが、まず、（１）の保育所保育料で、２号又は３号の認定を受け、保育所か認定こども園を利用される場合につきましては、国が示した基準は従来どおりであることや本市の保育料の決定が１２月になり、保育所の入所受付の後となることにより、利用者への周知ができないことから、平成２７年度の保育料につきましては、現行の保育料と同一額を考慮しております。

また、（２）の私立幼稚園保育料で１号認定を受け、私立幼稚園か認定こども園を利用される場合につきましては、新制度において新たに保育料を設定するものとなっております、現行の各園が決定している保育料とは異なり、保育所保育料と同様に応能負担とすることとなります。その保育料の設定にあたっては、国が示した基準の範囲内で、保育所保育料の考えと同様に、現在の私立幼稚園の保育料の就園奨励費補助を考慮した額とし、また、低所得者への配慮も行った保育料にすることを考えております。

最後に、（３）の公立幼稚園保育料で１号認定を受け、公立幼稚園を利用される場合につきましては、平成２７年度入園児の保育料については、保育所保育料と同様に現行の保育料と同一額を考慮しております。

なお、私立幼稚園保育料の決定でございますが、12月には、保育料の詳細を定めた規則を制定する予定としております。

以上、案件（2）の①のご説明とさせていただきます。

会長

ご意見、ご質問をお願いします。

委員

保育利用時間が8時間と11時間でも、従来の保育料とは変わらないということですか。

事務局

保育標準時間である11時間の利用者が現行の保育料と同一になります。保育短時間である8時間の利用者は、国が1.7%減額を基準として示しているため、それを踏まえて設定したいと考えています。従って、8時間の人は、現行の保育料より若干低くなります。

会長

資料4の2（1）の記載内容は、平成27年度から実施するということよろしいですか。

事務局

その通りです。平成27年度からの保育料です。

委員

保育短時間である8時間の利用者について、国はまだ延長保育の利用料を示していませんが、市としての考えはいかがですか。

事務局

保育短時間の利用者が日々延長保育を利用すると、保育標準時間の保育料を超えるのではないかという懸念について、国で議論を行っているため、国の延長保育に対する方向性が示されたのちに、市としての考え方をお示しします。

会長

国の考え方に準じるということですか。

②校区まちづくり協議会等の意見交換会について

会長

案件（2）の②について事務局から説明をお願いします。

事務局

資料5-1をご覧ください。

今回の意見交換会では、各校区の子ども・子育て支援にかかわる活動についての情報共有を行い、そこから見えてくる地域での課題抽出及び子ども・子育て支援の方向性の把握を目的として、校区まちづくり協議会連絡会に出席された役員のみなさまを対象に4グループに分かれて意見交換を行いました。意見交換では、グループ内で各校区での子ども・子育て支援にかかる活動内容について発表を行ったうえで、課題や解決策について、それぞれのご意見をいただきました。

校区の共通の活動としては、登下校時の見守り活動や青色パトロールの実施、放課後子ども教室を通しての各種催しや学習支援、世代間交流事業としての地域での祭りや小学生と高齢クラブとの交流などが挙げられました。

その他、地域の特徴的な活動としては、小学生を対象に「まちをきれいに」をテーマとした標語の募集を行い、採用作品が記載された「のぼり」を地域内にて掲示するといった活動や、子どもたちも参加する玉串川の清掃活動を実施した後に、清掃後の川で金魚のつかみどりを実施するなどの活動も報告され、それぞれの校区が今後の地域での活動の参考となる情報を共有することができました。

なお、今回の意見交換で出された内容の詳細については、資料5-2に記載しておりますので、参考にご覧ください。

続いて、意見交換で挙げられた地域での課題については、普段より地域活動を実践されている立場として「地域で活動を行うスタッフの人材不足及び高齢化」についての声が非常に多く聞かれ、その他では、「こども会の加入率の低下」や「子どもの居場所の不足」といった課題が挙げられ、この点は、地域にお住まいの方々等を対象とした地域別ワークショップと共通の課題であると言えます。

このように立場を超えた共通の課題については、現在お示ししております、新計画の中でも重点課題として挙げられており、新計画においては課題解消に向けた総合的なアプローチが求められています。

様々な課題が挙げられた一方で、そのような課題に対して既に解決に向けた取り組みを実施されている地域もあり、資料5-1に掲載するような活動の報告がありました。

その他にも、課題解決に向けて今後必要な取り組みについてのご意見も多数いただいております。今回の意見交換会を通じて把握できた地域での子ども・子育てに関する課題及び解決策についての検討を行い、計画への反映をめざします。

また、資料5-1の2に記載しておりますように、まちづくり協議会の意見交換会に加えて、八尾市PTA協議会の代表者交流会においても、子ども・子育て支援をテーマとした意見交換会を実施しており、その際いただいたご意見についても掲載しております。

以上で案件(2)の①のご説明とさせていただきます。

会長

ご意見、ご質問をお願いします。

委員

こども会の役員とPTAの地区委員としていますが、資料5-1に「PTAでの活動に加え、地域での活動を行うということに、負担を感じることもある」とあるように、実際に、こども会などではやることが多く大変です。こども会を支援してくれるという福祉委員会とはどのようなものですか。

事務局

北山本地区で以前からこども会活動を行っていましたが、平成25年度末でこども会がなくなりました。それに危機感をもった地区福祉委員会が、保護者の負担を軽減できるようこども会の支援を始めました。

地区福祉委員会とは、概ね小学校区で、PTAや青少年育成協議会などの団体によって構成され、地域活動を支えるものです。

副会長

地域の中で活動を行うしくみづくりであるコミュニティの再生が、今後大事になると思います。介護保険法が改正され、介護予防をどのように考えるかが問題になっています。65歳以上の高齢者が、地域の中で生き生きと活動しながら健康寿命を延ばすことを目的として、国は、地域の中に生活支援サービスコーディネーターという人を配置してボランティアで高齢者の在宅生活支援を行うことを考えており、その担い手の発掘と養成を行うこととしています。生活支援サービスコーディネーターは、高齢者のための多様な生活支援サービスの主体のネットワークを構築する役割も担います。

国は、そのボランティアとして高齢者を想定しています。高齢者が社会的役割を担うことによって、生きがいを感じてもらい、結果として健康寿命を延ばしたいと考えています。高齢者は、生活の中で、電球の交換、掃除、食事の支度などを支援してほしいと思っており、その中に、ゴミ出しなど、子どもが関わることができるものもあるかもしれません。高齢者が高齢者を支える隙間に、子どもも入れないかと思っています。子どもを支援するボランティアは多いですが、子どもが主体的に参加するボランティアがあれば、地域の活性化にもつながると思います。

阪神淡路大震災の際に、学生や社会福祉協議会のボランティアと一緒に、仮設住宅の一人暮らしの高齢者を毎月1回訪問するボランティアを行ったときに、社会福祉協議会の取り計らいで、小学生が手づくりしたカレンダーを届けました。このような形で子どもが参加することもできます。学校は異年齢交流や高齢者との交流も行っており、学校を拠点に

して、様々な人が関わっていることも強く感じました。

今後は、子どもや高齢者、障がい者などに分けるのではなく、地域の中で大局的な視点で発掘してつないでいくことが重要になると思います。その中では、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の役割も増えると思います。現在行っていることをうまく組み合わせ、1 + 1 が 2 ではなく、3 になるような仕掛けが必要だと思います。そのような意味でも地区福祉委員会がこども会を支援するのは、大変よいことだと思います。

委員

これまでの会議でさわやかルームの取り組みなども話として出てきており、登下校時の地域での見守りやまちづくりなど、ここで初めて知る情報があります。必要な地域の情報を、どこで得ればよいか分からない人が多いです。八尾市のホームページを開いても、自分がほしい情報は、どこを見ればよいか分かりません。ほしい情報をもっと分かりやすく得られるシステムづくりをしていただきたいと思います。

副会長

一つの例ですが、市民の人への情報提供サービスの拠点としては、図書館も考えられます。図書館は様々なところからの情報が蓄積されており、そのような市民に身近な場所に情報を集約する方法もあると思います。

会長

委員からご意見があったような、ワンクリックで子育て情報がすべて分かるような周知方法があればよいと思います。

ホームページでは、ある程度キーワードを入れなければ、ほしい情報にたどりつけません。保護者は、「子育て」くらいのキーワードしか思い浮かびません。他の自治体でも、このような会議の場で、様々な活動を知る人が多いと聞きます。それだけ難しい課題だと思いますが、継続的に検討をお願いします。

委員

最近、有志で集まった大人たちがボランティアで夜間に巡回パトロールをしているのですが、ボランティアの団体であると知っている人はよいですが、知らない人は不安に思うことがあると思います。有志で集まるとしても、活動内容の一定の把握が必要だと思いますので、ボランティアの登録制度があればよいと思います。

事務局

八尾市では、市内の 400 人以上の人に青少年指導員を委嘱し、青少年健全育成の業務として、夜間に地域の巡回パトロールを行っています。委員の意見では、有志のボランティ

ア活動ということなので、青少年指導員によるものではありませんが、周知が行きとどいていない面があるのであれば、今後もPRをしていきたいと考えます。

委員

子ども・子育てワークショップに参加されていた男性が、子どもをもつ父親たちが何かできることはないかということで、「おやじの会」をつくり、自分たちで出来ることを出来る範囲で行っていると話されていました。

委員

有志のボランティアで活動されるのは大変よいことなのですが、見たことがないボランティア団体があちこちを歩いていると不安に思う人もいます。地域の有志で行っていることは、地域住民が理解しておくべきことですが、市で統括してもらえたら安心です。

副会長

生活支援サービスコーディネーターも、市町村が協議会を立てることとなっています。多様な生活支援サービスの主体のネットワークを構築する役割も担っているため、どのような団体がどのような活動を行っているかは、協議会の中で把握してもらう必要があると思います。ボランティアの活動者が増えることはよいのですが、一方で、プライバシーや事故などのリスクの問題があります。本来は、公的に活動する人には、登録して保険に入ってもらえるなどの手続きが必要だと思います。

委員

「地域の親子イベントに父親の参加が少ない」というのは、過去に比べて減っているということですか。

事務局

ただ今のご質問は、校区まちづくり協議会の意見交換会での意見に関するものです。地域では、休日での開催だったので父親の参加を期待したが、実際は少なかったということで、父親の参加ができるようなしくみが必要ということ、課題としてあげていました。

委員

つどいの広場でも、月1回父親に参加してもらう機会がありますが、実際に参加人数は伸び悩んでおり、安定しません。何か参加しやすいしくみがなければ、難しいと思います。行政でも、父親の向けの講座を開催していますが、単発で終わってしまうため、次につながりません。もっと次につながるネットワークができるようなしくみの講座やセミナーが必要だと思います。

会長

父親も地域に参加してもらえるようなよい提案をいただければ、ありがたいです。

副会長

次世代育成支援行動計画の前期計画では現状について21項目あったというご意見が冒頭にありましたが、今回の計画の枠組は、国の指針もあってこのような形ですが、できるだけ現状を書いていただきたいと思います。

会長

それでは本日の案件は以上になります。

では最後に事務局から次回以降の説明と閉会の挨拶がありますのでお願いいたします。

閉会

事務局

次回以降の説明

閉会の挨拶

以上